

徳島県選挙管理委員会告示第二十号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和三年四月二十二日から施行する。

令和三年五月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表中150の項を151の項とし、147の項から149の項までを一項ずつ繰り下げ、146の項の次に次のように加える。

147	リハビリテーション大神子病院 介護医療院	徳島市大原町大神子19番地
-----	----------------------	---------------